

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」オンライン国際会議開催業務委託にかかる条件付一般競争入札

質問への回答

令和4年9月21日

No.	質問	回答
1	<p>契約（取引）実績調書において、契約書等の提出が必要となっておりますが、契約書以外の書類では具体的にどのような書類が代わりとなりますでしょうか？</p> <p>個別の契約書の締結がないケース、機密保持契約の観点から提出できない書類もあるため確認させてください。</p>	<p>「契約（取引）実績調書」記載の「契約年月日」「履行期間」「契約件名」「契約金額」「契約の相手方」の確認、及び、各契約（取引）が入札参加資格の「履行実績」を満たす業務内容であることの確認が可能な書類（請書や仕様書など）を提出してください。契約書等の写しがない場合は、入札公告資料「1-5 契約（取引）実績に係る証明書」により、発注者の証明を取得し、提出してください。</p>
2	<p>仕様書の5（3）「反訳（テープ起こし）の作成」において、英語、日本語とも、オリジナルと通訳を一連の流れで作成し、とあるのはオリジナルの反訳も必要ということでしょうか？</p> <p>それとも成果物として日本語、英語の2種類を用意すればよろしいでしょうか？</p>	<p>「仕様書」の「6（1）」記載の成果品として、日本語、英語の2種類を提出してください。</p>

百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議